

勧告に基づき講じた施策について

平成14年7月12日付国空委第12号の勧告に基づき下記の施策を講じたので、航空・鉄道事故調査委員会設置法第21条第2項の規定に基づき通報する。

記

1. 勧告事項1-(1)について

航空路管制用レーダー画面上におけるCNFの作動時機について、航空機の飛行経路が直線ではなく針路を変えて接近するような場合においても、3分前に他の航空機との異常接近を検出し警報を出すことができるよう、平成14年7月から8月にかけて順次、各航空交通管制部において、機能の追加を図ることとする。

2. 勧告事項1-(2)について

航空路管制用レーダー画面に、航空機のTCASによるRA情報を表示するため、平成14年度から航空路レーダー情報処理システムの性能向上とともに、航空路監視レーダーの更新整備に着手している。これにより、平成15年度には、山田航空路監視レーダーを利用して、東京航空交通管制部の管轄空域の一部において航空路管制用レーダー画面にRA情報の表示が可能となる。

以降順次、航空路監視レーダーの更新整備に併せて、RA情報の表示が、可能となる空域を拡大していくこととする。

3. 勧告事項1-(3)-①について

訓練監督者の訓練生に対する訓練生の業務内容に関する解説の実施方法について、訓練実施中における航空交通の状況の把握の支障とならないように、指針を定め、各管制機関に通知した。

また、速やかに航空保安業務処理規程を改定することとする。

4. 勧告事項1-(3)-②について

訓練監督者の資格要件について、平成13年3月15日付事務連絡により、各管制機関に通知し、運用されているところであるが、速やかに航空交通管制職員試験規則及び航空交通管制職員試験細則に規定することとする。

また、訓練監督者に対する教育訓練について、平成14年4月から、航空保安大学校岩沼研修センター（以下「岩沼研修センター」という。）において、航空管制官訓練監督者養成特別研修を開始した。

5. 勧告事項1-(3)-③について

航空管制官の連携に関する教育訓練について、平成13年12月に航空局内にTRM検討会を設置し、TRM研修のあり方等について検討を行っているところであり、平成15年度から岩沼研修センターにおいて実施の予定である。

なお、現在、航空保安大学校本校及び岩沼研修センターにおいて、ヒューマンファクターに関するカリキュラムを取り入れるなど、TRM研修の一部を試行している。

6. 勧告事項1-(3)-④について

航空管制官に対するTCAS及びCNFに関する知識の付与並びにRA又はCNFが作動した場合の対応について、予期せぬ状況における対応も含め、指針を定め、各管制機関に通知した。

7. 勧告事項1-(3)-⑤について

航空管制官に対する定期訓練について、平成14年度から試行を開始し、平成15年度に予定されているシュミレーター及びCBIの導入に併せて本格的に実施することとする。

また、これと並行して、定期的審査制度を導入することとし、平成14年度中を目途に航空交通管制職員試験規則及び航空交通管制職員試験細則を改定することとする。

さらに、緊急事態の対応能力の維持向上について、指針を定め、各管制機関に通知した。

8. 勧告事項2(1)及び(2)について

TCASのRAが作動した際に運航乗務員が取るべき対応及びTCASのRAに関する管制機関への通報について、航空運送事業者に対し指導した。また、航空情報サーキュラー(AIC)を発行し、運航者に対し周知徹底を図る。

9. 勧告事項2(3)について

国際民間航空条約付属書6又はPANS-OPSの改正について、国際民間航空機関理事会等の場を通じ働きかけるよう、国際民間航空機関日本代表部に対し公電を発出した。

10. 勧告事項2(4)について

航空機の運航中にTCASが作動した際に運航乗務員が適切に対応できるよう、航空運送事業者に対しTCASに係る教育訓練の充実強化について指導した。

1 1 . 勧告事項 3 について

運航中の航空機における乗客のシートベルトの常時着用について一層の徹底を図るため、早期に航空運送事業者がシートベルトの常時着用キャンペーンを実施することを促進する。